

危険物製造所等譲渡・引渡届出書

1 内 容

危険物施設の譲渡又は引渡を受け許可の地位を継承したときに使用します。

「譲渡」→贈与、売買等により所有権が移転すること。

「引渡」→賃貸借、相続、合併その他法律関係の有無を問わず、およそ物の事実上の支配が移転すること。

【根拠条文 法第11条第6項】

2 手続き

届出書を2部予防課危険物係に提出します。書類審査後、副本に市長届出済印が押印されて返却されます。

【関係条文 危規則第7条、市危則第6条】

3 提出期限

危険物製造所、貯蔵所又は取扱所の譲渡又は引渡があったときは、遅滞なく届け出ます。

4 添付資料等

譲渡又は引渡を証明する書類（例：売買契約書、引渡し書、地位の継承を証明する書類等）

なお、契約書などで契約金額等が記入してある場合は、その部分を消しておいてください。

5 その他

移動タンク貯蔵所については、譲渡・引渡に伴って常置場所を変更する場合があります。常置場所の変更許可申請を譲渡・引渡届と同時に申す場合は、変更許可申請書に変更許可に係る手続き権限を委任する書面（委任状）が必要となります。

法 →消防法（昭和23年法律第186号）

危政令→危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）

危規則→危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

市危則→新城市危険物規制規則（平成17年規則第178号）